

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正後	現行
<p>(適用の一般原則)</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第六章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(適用の一般原則)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第六章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

第一条の二 外国会社（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで、第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号、第四号及び第六号に掲げる権利の発行者をいう。以下同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類を除く。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによるものとする。

（特定事業を営む会社に対するこの規則の適用）

第二条 別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）を営む株式会社又は指定法人が当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁がこの規則に準じて制定した財務諸表準則（以下「準則」という。）がある場合には、当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第六十八条の二まで、第六十八条の四から第七十七条まで、第七十九条から第九十九条まで及び第一百条から第二百一十一条までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事

第一条の二 外国会社（法第二条第一項第七号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号から第六号まで、第七号の三、第七号の四若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十号の三に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号に掲げる権利の発行者をいう。以下同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類を除く。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによるものとする。

（特定事業を営む会社に対するこの規則の適用）

第二条 別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）を営む株式会社又は指定法人が当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁がこの規則に準じて制定した財務諸表準則（以下「準則」という。）がある場合には、当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十九条まで及び第一百条から第二百一十一条までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定めのない事項につ

項及びその法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。

(特定信託財産に対するこの規則の適用)

第二条の二 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号。以下「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（以下「特定信託財産」という。）について作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第六十八条の二まで、第六十八条の四から第七十七条まで、第七十九条から第九十九条まで及び第一百条から第二百一十一条までの規定にかかわらず、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則に定めのない事項については、この限りでない。

(財務諸表の作成基準及び表示方法)

第五条 法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。

一 財務諸表提出会社（法の規定により財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（第八条第十八項に規定するキャッシュ

については、この限りでない。

(特定信託財産に対するこの規則の適用)

第二条の二 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号。以下「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（以下「特定信託財産」という。）について作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十九条まで及び第一百条から第二百一十一条までの規定にかかわらず、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及び特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則に定めのない事項については、この限りでない。

(財務諸表の作成基準及び表示方法)

第五条 法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。

一 当該会社（指定法人を含む。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（第八条第十七項に規定するキャッシュ・フローをいう。次号において同じ。）の状況に関する真実な

・フローをいう。次号において同じ。)の状況に関する真実な内容を表示すること。

二 財務諸表提出会社の利害関係人に対して、その財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示すること。

三 財務諸表提出会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行なう場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。

2 (略)

(定義)

第八条 (略)

2 この規則において「通常の取引」とは、財務諸表提出会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等(会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

内容を表示すること。

二 当該会社の利害関係人に対して、その財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示すること。

三 当該会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行なう場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。

2 (略)

(定義)

第八条 (略)

2 この規則において「通常の取引」とは、当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一 他の会社等（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社等

イ ホ （略）

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社とは、次の各号に掲げる会社をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。

一 他の会社等（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社

イ ホ （略）

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数

を占めている会社等であつて、かつ、前号口からホまでに掲げる
いずれかの要件に該当する会社等

5 この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子
会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社
以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重
要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の
会社等をいう。

6 (略)

7 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百
号。以下この項及び第二百二十二条第八号において「資産流動化法」
という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第二百二十二条第
八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制
限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項に
おいて同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ず
る収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法
第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）
に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社
の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別
目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会
社等（以下この項において「出資者等」という。）から独立してい
るものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等
の子会社に該当しないものと推定する。

8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社

を占めている会社であつて、かつ、前号口からホまでに掲げるい
ずれかの要件に該当する会社

5 この規則において「関連会社」とは、会社（当該会社が子会社を
有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技
術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営
業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる
場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

6 (略)

7 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百
号。以下この項及び第二百二十二条第八号において「資産流動化法」
という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第二百二十二条第
八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制
限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項に
おいて同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ず
る収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法
第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）
に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社
の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別
目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会
社（以下この項において「出資者等」という。）から独立してい
るものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等
の子会社に該当しないものと推定する。

8 この規則において「関係会社」とは、法の規定により財務諸表を

、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

9 この規則において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号及び第二号に掲げる取引に限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

（削る）

二 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八

項に規定する先物取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）及び商品市場（同条第九項に規定する商品市場をいう。次項第三号において同じ。）に相当する外国の市場（同項第二号及び第三号において「外国商品市場」という。）における類似の取引

10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号に掲げる取引に限る。）、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）

提出すべき会社（以下「財務諸表提出会社」という。）の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

9 この規則において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引及び同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引（外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。次項において同じ。）における類似の取引を含む。）

二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項第一号及び第二号に規定する取引所金融先物取引（海外金融先物市場（同条第三項に規定する海外金融先物市場をいう。次項において同じ。）における類似の取引を含む。）

三 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項第一号から第三号までに規定する先物取引（商品市場（同条第九項に規定する商品市場をいう。次項において同じ。）に相当する外国の市場（次項において「外国商品市場」という。）における類似の取引を含む。）

10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 法第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引（外国有価証券市場における類似の取引を含む。）

及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第三号に掲げる取引に類似する取引に限る。）

（削る）

二 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号ホに掲げる取引に限る。）及び外国商品市場における類似の取引

三 前二号に掲げる取引に類似する取引（金融商品市場（法第二条第十七項に規定する金融商品市場をいう。）、外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）、商品市場又は外国商品市場における取引（次項第二号及び第八条の八第二項において「市場取引」という。）以外の取引を含む。）

11 この規則において「先渡取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同項第一号及び第二号に掲げる取引に限る。）

（削る）

（削る）

二 前号に掲げる取引以外の取引で先物取引に類似する取引（市場

二 金融先物取引法第二条第二項第三号に規定する取引所金融先物取引（海外金融先物市場における類似の取引を含む。）

三 商品取引所法第二条第八項第四号及び同条第十項第一号ホに規定する取引（外国商品市場における類似の取引を含む。）

四 第一号から第三号に掲げる取引に類似する取引（有価証券市場（法第二条第十七項に規定する有価証券市場をいう。）、外国有価証券市場、金融先物市場（金融先物取引法第二条第三項に規定する金融先物市場をいう。）、海外金融先物市場、商品市場又は外国商品市場における取引（以下この条及び第八条の八において「市場取引」という。）以外の取引を含む。）

11 この規則において「先渡取引」とは、次に掲げる取引をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（第九項第二号に掲げる取引所金融先物取引に該当するものを除く。以下「為替予約取引」という。）

二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第二項第六号に規定する為替先渡取引

三 証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第二十四条第一号に規定する金利先渡取引

四 第一号から第三号に掲げる取引以外の取引で先物取引に類似す

取引以外の取引に限る。)

12 この規則において「スワップ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

- 一 法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引(同項第四号に掲げる取引に限る。)、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引(同項第五号に掲げる取引に限る。)、及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引(同条第二十一項第四号に掲げる取引に類似する取引に限る。)(削る)

二 (略)

三 前二号に掲げる取引に類似する取引

13 この規則において「その他のデリバティブ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

- 一 法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引(同項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。)、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引(同項第六号及び第七号に掲げる取引に限る。)、及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引(同条第二十一項第五号及び第六号に掲げる取引に類似する取引に限る。)

二 前号に掲げる取引に類似する取引

14
16 (略)

る取引(市場取引以外の取引を含む。)

12 この規則において「スワップ取引」とは、次に掲げる取引をいう。

- 一 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引
- 二 当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引

三 (略)

四 第一号から第三号に掲げる取引に類似する取引

(新設)

13
15 (略)

17| この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一〜三 (略)

四 財務諸表提出会社のその他の関係会社（財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

五 (略)

六 財務諸表提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号及び第八号において同じ。）

七 財務諸表提出会社の役員（法第二十一条第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。次号において同じ。）及びその近親者

八 財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者

九 前三号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

十 従業員のための企業年金（財務諸表提出会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

18| (略)

19| この規則において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資を

16| この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一〜三 (略)

四 財務諸表提出会社のその他の関係会社（財務諸表提出会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

五 (略)

六 財務諸表提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この号において同じ。）

七 財務諸表提出会社の役員（法第二十一条第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

八 (新設)

八 前二号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

(新設)

17| (略)

18| この規則において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第一百一条、第一百五條及び第八八条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のり

いう。以下同じ。)の合計額をいう。

20) 24) (略)

25) この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション(一定の金額の支払いにより、原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。)をいう。

26) この規則において、「ストック・オプション」とは、自社株式オプション(前項に規定する自社株式オプションをいう。以下同じ。)

のうちの、財務諸表提出会社が従業員等(当該財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人のほか、当該財務諸表提出会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。)に、報酬(労働や業務執行等の対価として当該財務諸表提出会社が従業員等に給付するものをいう。)として付与するものをいう。

27) 30) (略)

(重要な会計方針の記載)

第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項(次条において「会計方針」という。)で次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一 七 (略)

(削る)

八 十 (略)

スクが低い短期的な投資をいう。以下同じ。)の合計額をいう。

19) 23) (略)

24) この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション(一定の金額の支払いにより、原資産である当該会社の株式を取得する権利をいう。)をいう。

25) この規則において、「ストック・オプション」とは、自社株式オプション(前項に規定する自社株式オプションをいう。以下同じ。)

のうちの、財務諸表提出会社が従業員等(財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人のほか、財務諸表提出会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。)に、報酬(労働や業務執行等の対価として財務諸表提出会社が従業員等に給付するものをいう。)として付与するものをいう。

26) 39) (略)

(重要な会計方針の記載)

第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項(次条において「会計方針」という。)で次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一 七 (略)

八 リース取引の処理方法

九 十一 (略)

(重要な後発事象の注記)

第八条の四 貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(リース取引に関する注記)

第八条の六 ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（次項において「解約不能のリース取引」という。）で、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合
 - イ 当事業年度末におけるリース資産の内容
 - ロ リース資産の減価償却の方法
- 二 財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合

(重要な後発事象の注記)

第八条の四 貸借対照表日後、当該会社の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(リース取引に関する注記)

第八条の六 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

- 一 当該会社がリース物件の借主である場合
- イ 当事業年度末におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び残高相当額（貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。）並びに未経過リース料残高相当額（一年内のリース期間に係る金額及びそれ

イ 当事業年度末におけるリース投資資産に係るリース料債権（将来のリース料を收受する権利をいう。以下この号において同じ。）部分の金額及び見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で借主による保証のない額をいう。）部分の金額並びに受取利息相当額

ロ 当事業年度末におけるリース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、貸借対照表日後五年内における一年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後五年超の回収予定額

2 | 当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）のうち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3 | 転リース取引（リース物件の所有者から物件のリースを受け、さらに当該物件をほぼ同一の条件で第三者にリースする取引をいう。以下この項において同じ。）であつて、借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引がともにファイナンス・リース取引に該当する場合において、財務諸表提出会社が転リース取引に係るリース債権若しくはリース投資資産又はリース債務を利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているときには、当該リース債権若しくはリース投資資産又はリース債務の金額を注記しなければ

以外の金額に区分する。）及びリース資産減損勘定（リース資産に配分された減損損失に対応する負債をいう。ロにおいて同じ。）の残高

ロ 当事業年度に係る支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失の金額

ハ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

二 当該会社がリース物件の貸主である場合
イ 当事業年度末におけるリース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び残高（貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。）並びに未経過リース料残高相当額（一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。）

ロ 当事業年度に係る受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

ハ 利息相当額の算定方法

2 | 前項第一号の場合において、当事業年度末におけるファイナンス・リース取引に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高（有形固定資産以外の資産をファイナンス・リース取引の対象とする場合には、当該資産の属する科目の期末残高を含む。次項において同じ。）の合計額に占める割合が低いときは、取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を、それぞれリース取引開始時に合意されたリース料総額及び当事業年度末における未経過リース料残高からこれらに含まれる利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法（以下「支払利子込み法」という。）

ならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 3) ()により算定することができる。
前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リース取引の対象となる資産の属する科目が当該会社の事業内容に照らして重要性が乏しい場合において、当該事業年度末における当該科目に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産の残高の合計額に占める割合が低いときは、当該科目に係る取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を支払利子込み法により算定することができる。
- 4) リース取引を通常の取引とする会社以外の会社が第一項第二号の記載をする場合において、当該事業年度末におけるファイナンス・リース取引に係る未経過リース料残高及び見積残存価額の残高の合計額の当該合計額及び営業債権残高の合計額に占める割合が低いときは、未経過リース料残高相当額を当該事業年度末における未経過リース料残高及び見積残存価額の残高の合計額からこれに含まれる利息相当額を控除しない方法（以下「受取利子込み法」という。）により算定することができる。
- 5) 当該事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）に係る未経過リース料の金額を一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、オペレーティング・リース取引のうち、リース期間の中途において当該リース契約を解除することができるものについては、この限りでない。
- 6) 当該会社がリース物件の借主である場合には、当該会社の事業内

容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約一件当たりの金額が少額なもの及びリース期間が一年未満のリース取引については、第一項及び前項の注記を要しない。

(有価証券に関する注記)

第八条の七 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第六号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一～三

四 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等)ごとの次に掲げる事項

イ～ハ (略)

五 (略)

2～5 (略)

(デリバティブ取引に関する注記)

第八条の八 デリバティブ取引については、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

一 (略)

(有価証券に関する注記)

第八条の七 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第六号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一～三

四 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等をいう。)ごとの次に掲げる事項

イ～ハ (略)

五 (略)

2～5 (略)

(デリバティブ取引に関する注記)

第八条の八 デリバティブ取引については、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

一 (略)

二 取引の時価等に関する事項（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。） 取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等をいう。）ごとの貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定根拠

2 前項第二号に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。）による区分、市場取引とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（関連当事者との取引に関する注記）

第八条の十 財務諸表提出会社と関連当事者との間に取引がある場合（当該関連当事者が第三者のために当該財務諸表提出会社との間で行う取引がある場合及び当該財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしている場合を含む。）には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を関連当事者ごとに注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

一 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本

二 取引の時価等に関する事項（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。） 取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定根拠

2 前項第二号に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引）による区分、市場取引とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（関連当事者との取引に関する注記）

第八条の十 財務諸表の提出会社と関連当事者との間に取引がある場合（当該関連当事者が当該提出会社の親会社、その他の関係会社、主要株主又は役員（以下「親会社等」という。）の場合であつて、親会社等が第三者のために当該提出会社との間で行う取引がある場合及び当該提出会社と第三者との間の取引で親会社等が当該取引に関して当該提出会社に重要な影響を及ぼしている場合を含む。）には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。ただし、財務諸表の提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

一 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本

金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該財務諸表提出会社の所有割合又は当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

二 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

三 当該財務諸表提出会社と当該関連当事者との関係

四〇八 (略)

九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権(経営破綻の状態に至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている、又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。)又は破産更生債権等(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。以下同じ。)に区分されている場合には、次に掲げる事項

イ 当事業年度末の貸倒引当金残高

ロ 当事業年度に計上した貸倒引当金繰入額等

ハ 当事業年度に計上した貸倒損失等(一般債権(経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。)に区分されていた場合において生じた貸倒損失を含む。)

十 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、前号に準ずる事項

2 前項本文の規定にかかわらず、同項第九号及び第十号に掲げる事項は、第八条第十七項各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算し

金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該提出会社の所有割合又は当該提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

二 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

三 当該提出会社と当該関連当事者との関係

四〇八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

て記載することができる。

- 3| 関連当事者との間の取引のうち次の各号に定める取引については、第一項に規定する注記を要しない。
- 一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

4| (略)

(親会社又は重要な関連会社に関する注記)

第八条の十の二 財務諸表提出会社が、次の各号に定める場合に該当するときは、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、この限りでない。

- 一 親会社が存在する場合 当該親会社の名称並びにその発行する有価証券を金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。以下この号において同じ。）に上場している場合にあつてはその旨及び当該金融商品取引所の名称、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場していない場合にあつてはその旨

二 重要な関連会社が存在する場合 当該関連会社の名称並びに持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象と

- 2| 関連当事者との間の取引のうち次の各号に定める取引については、前項に規定する注記を要しない。
- 一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

3| (略)

(新設)

なつた当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額

イ 貸借対照表項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。）

ロ 損益計算書項目（売上高、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。）

2 前項第二号イ及びロに掲げる項目の金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。

一 重要な関連会社について合算して記載する方法

二 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となつた関連会社について合算して記載する方法

（退職給付に関する注記）

第八条の十三 退職給付（退職以後に従業員に支給される退職一時金及び退職年金をいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 （略）

二 退職給付債務の額（各従業員（既に退職した者を含む。以下この号において同じ。）に支給されると見込まれる退職給付（既に支給されたものを除く。）の額のうち、当該各従業員の就職の日から貸借対照表日まで（既に退職した者については、就職の日か

（退職給付に関する注記）

第八条の十三 退職給付（退職以後に従業員に支給される退職一時金及び退職年金をいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 （略）

二 退職給付債務の額（各従業員（既に退職した者を含む。以下この号において同じ。）に支給されると見込まれる退職給付（既に支給されたものを除く。）の額のうち、当該各従業員の就職の日から貸借対照表日まで（既に退職した者については、就職の日か

ら退職の日まで)の間の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、国債、政府関係機関債券又はその他の信用度の高い債券のうち貸借対照表日から償還期限までの期間の長いものの利回りを基礎として財務諸表提出会社の定める率(以下この項において「割引率」という。)を用いて貸借対照表日から当該従業員に退職給付を支給すると予想される日までの期間を計算期間として割引計算することにより算出した額を、すべての従業員について合計した額をいう。以下同じ。)、年金資産の額(厚生年金基金契約及び適格退職年金契約等に基づき退職給付に充てるため積み立てられている資産に相当する額をいう。)、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

三・四 (略)

2 前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記)

第八条の十四 (略)

2 前項に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(ストック・オプションに関する注記)

第八条の十五 (略)

ら退職の日まで)の間の勤務に基づき生じる部分に相当する額について、国債、政府関係機関債券又はその他の信用度の高い債券のうち貸借対照表日から償還期限までの期間の長いものの利回りを基礎として当該会社の定める率(以下この項において「割引率」という。)を用いて貸借対照表日から当該従業員に退職給付を支給すると予想される日までの期間を計算期間として割引計算することにより算出した額を、すべての従業員について合計した額をいう。以下同じ。)、年金資産の額(厚生年金基金契約及び適格退職年金契約等に基づき退職給付に充てるため積み立てられている資産に相当する額をいう。)、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

三・四 (略)

2 前項に定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記)

第八条の十四 (略)

2 前項に掲げる事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(ストック・オプションに関する注記)

第八条の十五 (略)

258 (略)

9 第一項から前項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記)

第八条の十六 (略)

2 (略)

3 前二項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第八条の十七 当事業年度においてパーチェス法を適用した企業結合が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 十三 (略)

2 (略)

3 第一項第十二号に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。いずれの場合においても、同項第二号から第十一号までに掲げる事項に準ずる事項を注記しなければならない。

一 パーチェス法を適用した場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と存続会社に係る貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額との差額

イ 貸借対照表項目 (資産合計、流動資産合計、固定資産合計、

258 (略)

9 第一項から前項に定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記)

第八条の十六 (略)

2 (略)

3 前二項に定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第八条の十七 企業結合においてパーチェス法を適用した場合には、当該事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 十三 (略)

2 (略)

3 第一項第十二号に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。いずれの場合においても、同項第二号から第十一号までに掲げる事項に準ずる事項を注記しなければならない。

一 パーチェス法を適用した場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と存続会社の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額との差額

イ 貸借対照表項目 (資産合計、流動資産合計、固定資産合計、

負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん又は負ののれんをいう。)

ロ 損益計算書項目(売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

4～6 (略)

(持分プリーング法を適用した場合の注記)

第八条の十八 当事業年度において持分プリーング法を適用した企業結合が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一～六 (略)

2～4 (略)

第八条の十九 当事業年度において持分プリーング法を適用した場合が行われた場合には、前条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一～二 (略)

2 (略)

(共通支配下の取引等の注記)

負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん又は負ののれん

ロ 損益計算書項目 売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

4～6 (略)

(持分プリーング法を適用した場合の注記)

第八条の十八 企業結合において持分プリーング法を適用した場合には、当該事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一～六 (略)

2～4 (略)

第八条の十九 合併において持分プリーング法を適用した場合には、当該事業年度において、前条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一～二 (略)

2 (略)

(共通支配下の取引等の注記)

第八条の二十 当事業年度において共通支配下の取引等が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(子会社が親会社を吸収合併した場合の注記)

第八条の二十一 (略)

2 前項に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 親会社の子会社を吸収併したものとした場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と存続会社に係る貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額との差額

イ 貸借対照表項目(資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん又は負ののれんをいう。)

ロ 損益計算書項目(売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

二 (略)

3 (略)

第八条の二十 企業結合において共通支配下の取引等が行われた場合には、当該事業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(子会社が親会社を吸収合併した場合の注記)

第八条の二十一 (略)

2 前項に掲げる影響の概算額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。

一 親会社の子会社を吸収併したものとした場合の貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と存続会社の貸借対照表及び損益計算書における金額との差額

イ 貸借対照表項目(資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん又は負ののれん)

ロ 損益計算書項目(売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額又は負ののれんの償却額及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額)

二 (略)

3 (略)

(共同支配企業の形成の注記)

第八条の二十二 当事業年度において共同支配企業を形成した場合に
は、第八条の二十第一項第一号及び第二号に準ずる事項を記載しな
ければならない。実施した会計処理の概要の記載においては、共同
支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

2・3 (略)

(事業分離の注記)

第八条の二十三 当事業年度において事業分離が行われ、当該事業分
離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合
には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 四 (略)

2 4 (略)

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一 (略)

二 受取手形(通常の取引に基づいて発生した手形債権をいう。た
だし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らか
なものを除く。以下同じ。)

(共同支配企業の形成の注記)

第八条の二十二 共同支配企業を共同で支配する企業は、共同支配企
業を形成した事業年度において、第八条の二十第一項第一号及び第
二号に準ずる事項を記載しなければならない。実施した会計処理の
概要の記載においては、共同支配企業の形成と判定した理由を記載
しなければならない。

2・3 (略)

(事業分離の注記)

第八条の二十三 分離元企業は、事業分離が共通支配下の取引等及び
共同支配企業の形成に該当しない場合には、事業分離が行われた事
業年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。
。

一 四 (略)

2 4 (略)

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一 (略)

二 受取手形(通常の取引に基づいて発生した手形債権をいう。た
だし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。以下同じ。)

三 売掛金（通常の取引に基づいて発生した営業上の未収金をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。以下同じ。）

四〇十（略）

十一 前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。第十七条第一項第十三号において同じ。）

十二（略）

第十六条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に關連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に關連しない繰延税金資産で一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

第十六条の三 所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス

・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。以下同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したものを（破産更生債権等で一年

三 売掛金（通常の取引に基づいて発生した営業上の未収金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。以下同じ。）

四〇十（略）

十一 前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。以下同じ。）

十二（略）

第十六条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に屬する負債に關連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に關連しない繰延税金資産で貸借対照表日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

（新設）

内に回収されないことが明らかなるものを除く。)は、流動資産に属するものとする。

2| 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとする。

(流動資産の区分表示)

第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、副産物、半成工事、未着品たる商品若しくは原材料又は積送品たる商品、製品若しくは半製品で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一〜三

四| リース債権(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産

更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。)

五| リース投資資産(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなるものを除く。)

六| (略)

七| (略)

(流動資産の区分表示)

第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、副産物、半成工事、未着品たる商品若しくは原材料又は積送品たる商品、製品若しくは半製品で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一〜三

(新設)

(新設)

四| (略)

五| (略)

- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 (略)
- 十六 (略)
- 2
3
4 (略)

第十九条 第十七条第一項第十六号の資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（有形固定資産の範囲）

第二十二條 次に掲げる資産（ただし、第一号から第八号までに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

- 一〇七 (略)

八 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引に

- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十二の二 (略)
- 十三 (略)
- 2
3
4 (略)

第十九条 第十七条第一項第十三号の資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（有形固定資産の範囲）

第二十二條 次に掲げる資産（ただし、第一号から第七号までに掲げる資産については、営業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。

- 一〇七 (略)

（新設）

おけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第一号から第七号まで及び第十号に掲げるものである場合に限る。

九 建設仮勘定（第一号から第七号までに掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。次条において同じ。）

十（略）

（有形固定資産の区分表示）

第二十三条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一七（略）

八 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第一号から第七号まで及び第十号に掲げるものである場合に限る。）

九・十（略）

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる項目に含めることができる。

八 建設仮勘定（前各号に掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。以下同じ。）

九（略）

（有形固定資産の区分表示）

第二十三条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一七（略）

（新設）

八・九（略）

2（略）

（新設）

第二十四条 前条第一項第十号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(減価償却累計額の表示)

第二十五条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第二十六条 第二十三条第一項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。

第二十四条 前条第一項第九号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(減価償却累計額の表示)

第二十五条 建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合の外、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第二十六条 建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 のれん、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権

- 一 のれん
- 二 特許権
- 三 借地権
- 四 地上権
- 五 商標権
- 六 実用新案権
- 七 意匠権
- 八 鉱業権
- 九 漁業権
- 十 入漁権
- 十一 ソフトウエア
- 十二 リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から第十一号まで及び第十三号に掲げるものである場合に限る。）
- 十三 その他の無形資産で流動資産又は投資たる資産に属しないものの

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～九 （略）

、意匠権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェアその他これらに準ずる資産は、無形固定資産に属するものとする。

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～九 （略）

十| リース資産（財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引に

（新設）

おけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が
第二号から第九号まで及び第十一号に掲げるものである場合に限
る。）

十一| （略）

十| （略）

2
（略）

2
（略）

3| 第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げるリース資産に区
分される資産については、同項各号（第一号及び第十号を除く。）
に掲げる項目に含めることができる。

（新設）

第二十九条 前条第一項第十一号の資産のうち、その金額が資産の総
額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付し
た科目をもつて掲記しなければならない。

第二十九条 前条第一項第十号の資産のうち、水利権又はその他の資
産でその金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当
該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第三十一条の四 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリー
ス債権及び所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース

（新設）

投資資産のうち第十六条の三に規定するもの以外のものは、投資そ
の他の資産に属するものとする。

（投資その他の資産の区分表示）

（投資その他の資産の区分表示）

第三十二条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区
分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなけれ
ばならない。

第三十二条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区
分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなけれ
ばならない。

一〇九 (略)

十 破産更生債権等

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

2 (略)

第三十三条 第三十二条第一項第十三号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）は、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に
関連する繰延税金負債は、流動負債に属するものとする。特定の資
産又は負債に関連しない繰延税金負債で一年内に取り崩されると認
められるものについても、同様とする。

第四十八条の三 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するものは、流動負債に属するものとする。

(流動負債の区分表示)

一〇九 (略)

十 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

十一 (略)

十二の二 (略)

十三 (略)

2 (略)

第三十三条 第三十二条第一項第十二号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）は、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に
関連する繰延税金負債は、流動負債に属するものとする。特定の資
産又は負債に関連しない繰延税金負債で貸借対照表日後一年内に取
り崩されると認められるものについても、同様とする。

(新設)

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一 三 (略)

四 リース債務

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

四 (略)

五 (略)

五の二 (略)

五の三 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第五号の二の未払法人税等とは、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。

4 第一項第十二号の引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十条 前条第一項第十三号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十一条の三 ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、第四十八条の三に規定するもの以外のもは、固定負債に属するものとする。

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 一三 (略)
 - 四 リース債務
 - 五 (略)
 - 六 (略)
 - 七 (略)
 - 八 (略)
- 2 (略)

4 第一項第九号の引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十条 前条第一項第十号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(新設)

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 一三 (略)
 - (新設)
 - 三の二 (略)
 - 四 (略)
 - 五 (略)
 - 六 (略)
- 2 (略)

3 第一項第六号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 第五十二条第一項第八号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 第十七条第一項第十五号に掲げる繰延税金資産と第四十九条第一項第八号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 第三十二条第一項第十二号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(のれん及び負ののれんの表示)

第五十四条の二 第二十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第五十二条第一項第七号に掲げる負ののれんがある場合には、両者を相殺した差額をのれん又は負ののれんとして無形固定資産又は固定負債に表示することができる。この場合には、相殺している金額に重要

3 第一項第四号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 第五十二条第一項第六号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 第十七条第一項第十二号の二に掲げる繰延税金資産と第四十九条第一項第五号の三に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 第三十二条第一項第十一号の二に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第三号の二に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(のれん及び負ののれんの表示)

第五十四条の二 第二十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第五十二条第一項第五号に掲げる負ののれんがある場合には、両者を相殺した差額をのれん又は負ののれんとして無形固定資産又は固定負債に表示することができる。この場合には、相殺している金額に重要

性が乏しい場合を除き、相殺している旨及び相殺前の金額を注記しなければならない。

(指定法人の純資産の記載)

第六十八条の三 指定法人が貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないと思えられるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

(関係会社に係る営業費用の注記)

第八十八条 関係会社との取引により発生した商品若しくは原材料の仕入高、委託加工費、不動産賃借料又は経費分担額（関係会社において発生した事業年度中の経費の一定割合を財務諸表提出会社において負担する契約に基づくものをいう。）で、その金額が売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

2 (略)

(原価差額の表示方法)

第九十六条 財務諸表提出会社の採用する原価計算方法に基づいて計上される原価差額は、一般に公正妥当と認められる原価計算の基準に従って処理された結果に基づいて、売上原価又はたな卸資産の期

性が乏しい場合を除き、相殺している旨及び相殺前の金額を注記しなければならない。

(指定法人の純資産の記載)

第六十八条の三 指定法人が貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないと思えられるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

(関係会社に係る営業費用の注記)

第八十八条 関係会社との取引により発生した商品若しくは原材料の仕入高、委託加工費、不動産賃借料又は経費分担額（関係会社において発生した事業年度中の経費の一定割合を当該会社において負担する契約に基づくものをいう。）で、その金額が売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

2 (略)

(原価差額の表示方法)

第九十六条 当該会社の採用する原価計算方法に基づいて計上される原価差額は、一般に公正妥当と認められる原価計算の基準に従って処理された結果に基づいて、売上原価又はたな卸資産の期末たな卸

未たな御高に含めて記載しなければならぬ。ただし、原価性を有しないものと認められるものについては、営業外収益若しくは営業外費用として、又は特別利益若しくは特別損失として記載するものとする。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第九十八条の二 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)、造船業財務諸表準則(昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号)、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第 号

一)、鉄道事業会計規則、一般旅客自動車運送事業会計規則又は自動車道事業会計規則の適用を受ける株式会社については、前条第

高に含めて記載しなければならぬ。ただし、原価性を有しないと認められるものについては、営業外収益若しくは営業外費用として、又は特別利益若しくは特別損失として記載するものとする。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第九十八条の二 第五十四条の二第一項に規定する準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)、造船業財務諸表準則(昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号)、証券会社に関する内閣府令、鉄道事業会計規則、一般旅客自動車運送

事業会計規則、自動車道事業会計規則又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の適

一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二・三 (略)

四 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令第二十三号)の適用を受ける株式会社については、同令に定める別表中の有価証券明細表及び信託有価証券明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、有価証券明細表及び信託有価証券明細表に記載する有価証券の種類及び銘柄については、株式は発行会社の事業の種類別に、その他のものは法第二条第一項に規定する有価証券の種類別に要約して記載することができる。

五 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の適用を受ける株式会社又は指定法人については、同令に定める書式による事業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

六 電気通信事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ニ (略)

六の二 ガス事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同

用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二・三 (略)

四 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令第二十三号)の適用を受ける株式会社については、同規則に定める別表中の有価証券明細表及び信託有価証券明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、有価証券明細表及び信託有価証券明細表に記載する有価証券の種類及び銘柄については、株式は発行会社の事業の種類別に、その他のものは法第二条第一項に規定する有価証券の種類別に要約して記載することができる。

五 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の適用を受ける株式会社又は指定法人については、同規則に定める書式による事業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

六 電気通信事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ニ (略)

六の二 ガス事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同

令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ハ (略)

七 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イ〜ト (略)

八 (略)

九 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人については、同令に定める様式による有価証券明細表、デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表のうち総括表、その他特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。次条第二号において同じ。）の明細表、投資法人債明細表並びに借入金明細表を作成するものとする。

十 (略)

十一 高速道路事業等会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち固定資産等明細表並びに社債

規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ハ (略)

七 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イ〜ト (略)

八 (略)

九 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人については、同規則に定める様式による有価証券明細表、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第二十七条第四項に規定する有価証券先物取引等（同項第一号、第十九号及び第二十号に掲げる取引を除く。）の契約額等及び時価の状況表、為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表のうち総括表、その他特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。次条第二号において同じ。）の明細表、投資法人債明細表並びに借入金明細表を作成するものとする。

十 (略)

十一 高速道路事業等会計規則の適用を受ける株式会社については、同規則に規定する附属明細表のうち固定資産等明細表並びに社債

、長期借入金及び短期借入金の増減明細表を作成するとともに、前条第一項第一号及び第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

十二 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける医療法人については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イ〜ホ (略)

(特定信託財産の附属明細表)

第二百二十三条 特定信託財産の附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。

一 (略)

二 投資信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、投資信託財産計算規則に定める様式による有価証券明細表、デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表、その他特定資産の明細表及び借入金明細表を作成するものとする。

(外国会社の財務書類の作成基準)

第二百二十七条 (略)

2〜4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、特定有価証券(法第五條第一項にお

債、長期借入金及び短期借入金の増減明細表を作成するとともに、前条第一項第一号及び第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

十二 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける医療法人については、同規則に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イ〜ホ (略)

(特定信託財産の附属明細表)

第二百二十三条 特定信託財産の附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。

一 (略)

二 投資信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、投資信託財産計算規則に定める様式による有価証券明細表、有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表、不動産等明細表、その他特定資産の明細表及び借入金明細表を作成するものとする。

(外国会社の財務書類の作成基準)

第二百二十七条 (略)

2〜4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、特定有価証券(法第二十四條第一項

いて規定する特定有価証券をいう。)を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社はその本国において作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

(表示方法)

第二百二十九条 第五条第二項及び第八条の三第二号の規定は、外国会社が提出する財務書類について準用する。

2 (略)

別記

一～四 (略)

五 第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る。)

六～十六 (略)

十七 投資運用業(法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち、法第二条第八項第十四号に掲げる行為を業として行う場合に限る。)

において規定する特定有価証券をいう。)を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社はその本国において作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

(表示方法)

第二百二十九条 第五条第二項及び第八条の三(第一号を除く。)の規定は、外国会社が提出する財務書類について準用する。

2 (略)

別記

一～四 (略)

五 証券業

六～十六 (略)

十七 投資信託委託業

十八
〽
二十
(略)

十八
〽
二十
(略)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案											現行												
様式第一号 【関連当事者情報】											様式第一号 【関連当事者との取引】												
種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有割合）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有割合）	関係内容 役員の兼任等 事業上の関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
（記載上の注意） 1. 「種類」の欄には、第8条第17項に掲げられている関連当事者の種類を記載すること。 2. 「所在地」の欄には、国内に住所を有する関連当事者にあつては市町村（政令指定都市においては区）まで、海外に住所を有する関連当事者にあつてはそれに準じて記載すること。ただし、関連当事者が個人である場合には記載を要しない。 3. （略） 4. 「関連当事者との関係」の欄には、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容について簡潔に記載すること。なお、関連当事者が第三者のために財務諸表提出会社との間で行う取引については、その旨を併せて記載すること。 兼任をしている提出会社の役員の有無のほか、出向、転籍等の形態により提出会社から派遣されている役員の有無について期末日現在の状況を記載すること。 5. 財務諸表提出会社と第三者との間の取引が、実質的に当該財務諸表提出会社と関連当事者との間の取引である場合には、その旨及び当該第三者の名称又は氏名を「取引の内容」の欄に記載すること。 6. 「取引金額」の欄には、事業年度中の取引について、取引の種類ごとに総額で記載すること。 財務諸表提出会社と関連当事者との間の取引が債務の保証の場合には、当該債務の保証の期末残高を「取引金額」の欄に記載し、当該債務の保証の内容を注記すること。 関連当事者に担保として資産を提供しているとき又は関連当事者から担保として資産を受け入れているときは、当該資産に対応する債権又は債務の期末残高を「取引金額」の欄に記載し、担保の提供又は担保の受け入れについて、その内容を注記すること。 7. （略） 8. （略） 9. 第8条の10第1項第9号に掲げる事項については、関連当事者ごとに注記すること。ただし、第8条第17項各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して注記することができる。この場合には、第8条の10第1項第1号から第8号までに掲げる事項の記載の対象となつた関連当事者について合算して注記すること又は第8条の10第1項第1号から第8号までに掲げる事項の記載の対象となつた関連当事者を含むすべての関連当事者について合算して注記することができる。 第8条の10第1項第10号に規定する引当金については、同項第9号に掲げる事項の記載に準じて記載すること。 10. 関連当事者が個人である場合には、「資本金又は出資金」の欄の記載を要しない。また、関連当事者が従業員のための企業年金である場合には、「資本金又は出資金」の欄及び「議決権等の所有（被所有割合）」の欄の記載を要しない。 11. （略） 12. （略） 13. 関連当事者情報の記載に当たっては、(1) 提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等、(2) 提出会社の子会社及び関連会社等、(3) 提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び提出会社のその他の関係会社の子会社等並びに(4) 提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等の別に記載することができる。 14. 第8条の10の2に規定する親会社又は重要な関連会社に関する事項について注記すること。											（記載上の注意） 1. 「属性」の欄には、第8条第16項に掲げられている関連当事者の種類を記載すること。 2. 「住所」の欄には、国内に住所を有する関連当事者にあつては市町村（政令指定都市においては区）まで、海外に住所を有する関連当事者にあつてはそれに準じて記載すること。ただし、関連当事者が個人である場合には記載を要しない。 3. （略） 4. 「役員の兼任等」の欄には、兼任をしている役員のほか、出向、転籍等の形態により派遣されている役員の期末日現在の人数を記載すること。 5. 「事業上の関係」の欄には、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容について簡潔に記載すること。なお、親会社が第三者のために当該会社との間で行う取引については、その旨を併せて記載すること。 6. 「取引金額」の欄には、事業年度中の取引について、取引の種類ごとに総額で記載すること。 7. （略） 8. （略） （新設） 9. 関連当事者が個人である場合には、「資本金又は出資金」及び「関係内容」の欄の記載を要しない。 10. （略） 11. （略） （新設） （新設）												

改正案

現行

様式第二号

【貸借対照表】

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)	
		金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
現金及び預金			×××	×××	
受取手形		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××
売掛金		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××
リース債権		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××
リース投資資産		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××
有価証券			×××	×××	
商品			×××	×××	
製品			×××	×××	
半製品			×××	×××	
原材料			×××	×××	
仕掛品			×××	×××	
貯蔵品			×××	×××	
前渡金			×××	×××	
前払費用			×××	×××	
繰延税金資産			×××	×××	
未収収益			×××	×××	
株主、役員又は従業員に対する短期債権		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××
短期貸付金		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××
未収入金			×××	×××	
.....			×××	×××	
流動資産合計			×××	×××	
II 固定資産					
1 有形固定資産					
建物		×××		×××	
減価償却累計額		-×××	×××	-×××	×××
構築物		×××		×××	
減価償却累計額		-×××	×××	-×××	×××
機械及び装置		×××		×××	

様式第二号

【貸借対照表】

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)	
		金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
現金及び預金			×××	×××	
受取手形		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××
売掛金		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××
有価証券			×××	×××	
商品			×××	×××	
製品			×××	×××	
半製品			×××	×××	
原材料			×××	×××	
仕掛品			×××	×××	
貯蔵品			×××	×××	
前渡金			×××	×××	
前払費用			×××	×××	
繰延税金資産			×××	×××	
未収収益			×××	×××	
株主、役員又は従業員に対する短期債権		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××
短期貸付金		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××	-×××	×××
未収入金			×××	×××	
.....			×××	×××	
流動資産合計			×××	×××	
II 固定資産					
1 有形固定資産					
建物		×××		×××	
減価償却累計額		-×××	×××	-×××	×××
構築物		×××		×××	
減価償却累計額		-×××	×××	-×××	×××
機械及び装置		×××		×××	

減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××			減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××
構築物	×××		×××				×××		×××	
減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××			-×××	×××	-×××	×××
機械及び装置	×××		×××				×××		×××	
減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××			-×××	×××	-×××	×××
.....	×××		×××				土地		×××		×××
.....	-×××	×××	-×××	×××			建設仮勘定		×××		×××
.....	×××		×××					×××		×××
.....	-×××	×××	-×××	×××			有形固定資産合		×××		×××
土地		×××		×××			計				
リース資産	<u>×××</u>		<u>×××</u>				2 無形固定資産				
減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××			のれん		×××		×××
建設仮勘定		×××		×××			借地権		×××		×××
.....		×××		×××			鉱業権		×××		×××
有形固定資産合		×××		×××				×××		×××
計							無形固定資産合		×××		×××
2 無形固定資産							計				
のれん		×××		×××			3 投資その他の資産				
借地権		×××		×××			投資有価証券		×××		×××
鉱業権		×××		×××			関係会社株式		×××		×××
.....		×××		×××			関係会社社債		×××		×××
無形固定資産合		×××		×××			出資金		×××		×××
計							関係会社出資金		×××		×××
3 投資その他の資産							長期貸付金	×××		×××	
投資有価証券		×××		×××			貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
関係会社株式		×××		×××			株主、役員又は従		×××		×××
関係会社社債		×××		×××			業員に対する長期				
出資金		×××		×××			貸付金				
関係会社出資金		×××		×××			貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
長期貸付金	×××		×××				関係会社長期貸付		×××		×××
貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××			金				
株主、役員又は従		×××		×××			貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
業員に対する長期							破産債権、更生債		<u>×××</u>		<u>×××</u>
貸付金							権その他これらに				
貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××			準ずる債権				
関係会社長期貸付		×××		×××			貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××
金							長期前払費用		×××		×××
貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××			繰延税金資産		×××		×××
破産更生債権等	<u>×××</u>		<u>×××</u>				投資不動産	×××		×××	
貸倒引当金	-×××	×××	-×××	×××			減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××
長期前払費用		×××		×××				×××		×××
繰延税金資産		×××		×××			投資その他の資		×××		×××
投資不動産	×××		×××				産合計				
							固定資産合計		×××		×××
							III 繰延資産				
							創立費		×××		×××

減価償却累計額	-×××	×××	-×××	×××			開業費		×××		×××		
.....		×××		×××			株式交付費		×××		×××		
投資その他の資産合計		×××		×××			社債発行費		×××		×××		
固定資産合計		×××		×××			開発費		×××		×××		
III 繰延資産							繰延資産合計		×××		×××		
創立費		×××		×××			資産合計		×××		×××		
開業費		×××		×××			(負債の部)						
株式交付費		×××		×××			I 流動負債						
社債発行費		×××		×××			支払手形		×××		×××		
開発費		×××		×××			買掛金		×××		×××		
繰延資産合計		×××		×××			短期借入金		×××		×××		
資産合計		×××		×××			未払金		×××		×××		
(負債の部)							未払費用		×××		×××		
I 流動負債							未払法人税等		×××		×××		
支払手形		×××		×××			繰延税金負債		×××		×××		
買掛金		×××		×××			前受金		×××		×××		
短期借入金		×××		×××			預り金		×××		×××		
リース債務		×××		×××			前受収益		×××		×××		
未払金		×××		×××			引当金		×××		×××		
未払費用		×××		×××			修繕引当金	×××		×××			
未払法人税等		×××		×××			×××	×××	×××	×××		
繰延税金負債		×××		×××			株主、役員又は従業員からの短期借入金		×××		×××		
前受金		×××		×××			従業員預り金		×××		×××		
預り金		×××		×××				×××		×××		
前受収益		×××		×××			流動負債合計		×××		×××		
引当金		×××		×××			II 固定負債						
修繕引当金	×××		×××				社債		×××		×××		
.....	×××	×××	×××	×××			長期借入金		×××		×××		
株主、役員又は従業員からの短期借入金		×××		×××			関係会社長期借入金		×××		×××		
従業員預り金		×××		×××			株主、役員又は従業員からの長期借入金		×××		×××		
.....		×××		×××			長期未払金		×××		×××		
流動負債合計		×××		×××			繰延税金負債		×××		×××		
II 固定負債							引当金						
社債		×××		×××			退職給付引当金	×××		×××			
長期借入金		×××		×××			×××	×××	×××	×××		
関係会社長期借入金		×××		×××			負ののれん		×××		×××		
株主、役員又は従業員からの長期借入金		×××		×××			固定負債合計		×××		×××		
リース債務		×××		×××			負債合計		×××		×××		
長期未払金		×××		×××			(純資産の部)						

繰延税金負債		×××		×××
引当金				
退職給付引当金	×××		×××	
……………	×××	×××	×××	×××
負ののれん		×××		×××
固定負債合計		×××		×××
負債合計		×××		×××
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金		×××		×××
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金	×××		×××	
(2) その他資本剰余金	×××		×××	
資本剰余金合計		×××		×××
3 利益剰余金				
(1) 利益準備金	×××		×××	
(2) その他利益剰余金				
××積立金	×××		×××	
……………	×××		×××	
繰越利益剰余金	×××		×××	
利益剰余金合計		×××		×××
4 自己株式		-×××		-×××
株主資本合計		×××		×××
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		×××		×××
2 繰延ヘッジ損益		×××		×××
3 土地再評価差額金		×××		×××
……………		×××		×××
評価・換算差額等合計		×××		×××
III 新株予約権		×××		×××
純資産合計		×××		×××
負債純資産合計		×××		×××

(記載上の注意)

(略)

I 株主資本				
1 資本金		×××		×××
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金	×××		×××	
(2) その他資本剰余金	×××		×××	
資本剰余金合計		×××		×××
3 利益剰余金				
(1) 利益準備金	×××		×××	
(2) その他利益剰余金				
××積立金	×××		×××	
……………	×××		×××	
繰越利益剰余金	×××		×××	
利益剰余金合計		×××		×××
4 自己株式		-×××		-×××
株主資本合計		×××		×××
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		×××		×××
2 繰延ヘッジ損益		×××		×××
3 土地再評価差額金		×××		×××
……………		×××		×××
評価・換算差額等合計		×××		×××
III 新株予約権		×××		×××
純資産合計		×××		×××
負債純資産合計		×××		×××

(記載上の注意)

(略)

改正案

様式第七号

(略)

(記載上の注意)

1. 法第17条第1項第6号及び第32条第1項第1号に規定する有価証券で貸借対照表に計上されているもの（当該会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。）についてきさいすること。
2. ～6. (略)

様式第十号

【借入金等明細表】

区 分	前期末残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の長期借入金				—
1年以内に返済予定のリース債務				二
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）				
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）				
その他の有利子負債				
合 計			—	

(記載上の注意)

1. 第49条第1項第3号に規定する短期借入金、同項第4号及び第52条第1項第4号に規定するリース債務、同項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。第5号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。
2. ～4. (略)
5. リース債務、長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
6. (略)

現 行

様式第七号

(略)

(記載上の注意)

1. 法第17条第1項第4号及び第32条第1項第1号に規定する有価証券で貸借対照表に計上されているもの（当該会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。）についてきさいすること。
2. ～6. (略)

様式第十号

【借入金等明細表】

区 分	前期末残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の長期借入金				—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）				
その他の有利子負債				
合 計			—	

(記載上の注意)

1. 第49条第1項第3号に規定する短期借入金、第52条第1項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）ならびに金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。第5号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。
2. ～4. (略)
5. 長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
6. (略)